

# 定 款

公益社団法人日本防犯設備協会



# 公益社団法人日本防犯設備協会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は公益社団法人日本防犯設備協会(英文名 “Japan Security Systems Association” 略称JSSA) (以下「協会」という) という。

### (目的)

第2条 協会は、防犯機器及び防犯システム並びに情報セキュリティシステム（以下「防犯設備等」という）に関する調査・研究及び防犯設備等の設置等に携わる者に対する研修その他の事業を行うことを通じて、防犯設備等に対する国民の理解を深めるとともに、安全で信頼できる防犯設備等の普及を図り、もって犯罪の防止その他公共の安全と秩序の維持に貢献し、国民生活の安全に資することを目的とする。

### (事務所)

第3条 協会の主たる事務所は、東京都港区に置く。

2 協会は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

### (事業)

第4条 協会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)防犯設備等の性能向上と普及に向けた、防犯設備等の調査・研究、標準・基準制定、審査・認定、相談・助言、防犯関連事業従事者の養成・資格認定、展示会、セミナーの開催等の事業
  - (2)出版事業、防犯設備等に関する調査及び設計等の受託事業等の事業
  - (3)広報活動、会報発行、関連団体との連携活動等の第1号、第2号以外の事業
- 2 本条の事業は東京都及び他の道府県で行う。

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 協会の会員は、以下の5種類とする。

- (1) 正会員 防犯設備等の製造、販売若しくは施工の事業、又は防犯設備等に係わるサービスの提供事業を営む法人又は個人で、協会の目的に賛同して入会し、その目的に添った各種協会活動に参画する意思のあるもの
- (2) 準会員 防犯設備等の製造、販売若しくは施工の事業、又は防犯設備等に係わるサービスの提供事業を営む法人又は個人で、協会の目的に賛同して入会したもの
- (3) 特別会員 防犯設備士が構成員である団体で、協会の趣旨に賛同し、協会と連携して安全で信頼できる防犯設備等の普及活動を行うために入会したもの
- (4) 賛助会員 協会の事業を賛助する法人、団体（前号に掲げるものを除く。）又は個人で、協会の趣旨に賛同して入会したもの
- (5) 名誉会員 協会の事業に関し特に功労があった者又は学識経験者で、理事会において推薦されて入会したもの

2 前項のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する社員とする。

### (入会)

第6条 会員（名誉会員を除く。）になろうとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は、前項の入会申し込みをした者が次の基準を満たすときは、その入会を承認しなければならない。

- (1) 第2条の目的に賛同し、かつ第4条の事業の実施に協力する意思のあるもの
- (2) 反社会的勢力と金銭授受や事業受発注等の関係を持たず、かつこれらの構成員を雇用していないもの
- (3) 防犯設備等を悪用し犯罪ほう助に用いることのないもの

3 前項の規定により入会の承認をしたときは、会員名簿に所定の事項を記載するとともに、申込者にその旨を通知する。入会を拒否したときは、直ちにその旨を通知する。

4 理事会が終了した後、次の理事会が開催されるまでの期間に入会申し込みを行ったものは、代表理事が仮入会を認めることができる。仮入会が認められたものについては、直後の理事会において入会の可否を判断し、本条第2項に掲げる基準を満たした場合は、入会を認めなければならない。

5 仮入会を認められたものは、仮入会が認められた時点で会費を納めなければならない。なお、入会金は理事会において入会が認められた時点で納めなければならない。

6 仮入会を認められたものは、第13条に規定する総会に出席して議決権を行使すること

ができない。

7 仮入会を認めながら理事会において入会が認められなかつた場合には、仮入会者が仮入会の間に支払つた会費はこれを返還する。

(会費)

第7条 入会金及び会費の金額及び納入方法は、第14条に規定する権能に従つて総会において定める。

(任意退会)

第8条 会員は、書面により代表理事に退会する旨を届け出て、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至つたときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 協会の名譽を著しく毀損し、又は信用を失わせるような行為があつたとき
- (2) この定款に違反する行為があつたとき

2 前項の規定により会員の除名をしようとするときは、当該総会の日から一週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 代表理事は、会員を除名したときは、除名した会員に対してその旨を通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1ヵ年以上滞納したとき
- (2) 正会員全員（総社員）の同意があるとき
- (3) 解散し、又は死亡したとき
- (4) 第9条の規定により除名されたとき
- (5) 正会員又は準会員にあっては、第5条第1項の第1号又は第2号に規定する会員の資格を喪失したとき

(会員名簿への記載者)

第11条 会員名簿に記載するものは会員本人とする。なお、法人が会員となる場合に会員名簿に記載するものは、会員となった当該法人の代表者もしくは防犯設備等に関する事業に係る部門の長とする。

(拠出金等の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が、退会し、又は除名される前に納入した入会金その他の拠出金品は、返還しない。ただし、第6条第7項に定めるとおり、仮入会を認めながら理事会において入会が認められなかった場合には、仮入会者が仮入会の間に支払った会費については返還する。

### 第3章 総会

(名称と構成)

第13条 協会は一般社団・財団法人法第35条に定める社員総会を、総会と称する。

2 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項に限り議決する。

- (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任並びに理事の任期の短縮
  - (3) 役員の報酬等の額及びその支給基準
  - (4) 一般社団・財団法人法第113条に規定する役員の損害賠償責任の一部免除
  - (5) 役員の責任の一部免除を受けた者への退職慰労金支給
  - (6) 定款の変更
  - (7) 事業の全部又は一部の譲渡
  - (8) 解散及び継続
  - (9) 合併契約の承認
  - (10) 第49条に規定する残余財産の帰属の決定
  - (11) 役員が総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
  - (12) 正会員による招集の請求により招集された総会における、協会の業務及び財産の状況を調査する者の選任
  - (13) 入会金及び会費
  - (14) 事業報告及び計算書類並びに財産目録の承認
- 2 総会は、前項第11号又は第12号に掲げる事項を議決する場合を除き、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項について議決することはできない。

(開催)

第15条 通常総会をもって、定時社員総会とし、毎年1回開催する。臨時総会は、必要に応じて招集することができる。

(招集)

第16条 総会は、理事会の議決に基づき理事のいずれかが招集する。

- 2 総会を招集する理事は、正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに、臨時総会を開催しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を議決しなければならない。

(1) 総会の日時及び開催場所

(2) 総会の目的である事項（当該事項が役員の選任、役員の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む）

(3) 総会に出席しない正会員が書面で議決権行使することができるときには、その旨、総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限

(4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決の行使に関する事項

(招集通知)

第17条 総会を招集する理事は、総会の日の2週間前までに、正会員に対して、前条第3項各号に掲げる事項を記載した書面（次項により総会参考書類に記載した事項を除く）により、その通知を発しなければならない。

- 2 総会に出席しない正会員が書面で議決権行使することができるときには、前項の通知には、一般社団・財団法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

(1) 総会参考書類

(2) 議決権行使書

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(出席者の確認)

第19条 総会に出席することができる会員は、会員名簿に記載された正会員とする。総会において正会員が代理権行使する場合および書面表決を行う場合は、第21条及び第22条の規定に従う。

(議決)

第20条 総会の議決は、議決権を有する正会員の過半数が出席し、出席正会員の過半数を持って行う。

2 本条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる各号の議決は、総正会員の議決権の三分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 一般社団法人・財団法人法第113条第1項に規定する役員の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認

(議決権)

第21条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第22条 総会に出席できない正会員は、総会を招集する理事に対して、委任状その他の代理権を証明する書面を提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては、第19条の規定により総会に出席したものとみなす。

2 第1項に定める代理人は、法人の正会員においては当該法人の役員もしくは従業員、又は他の正会員とし、個人の正会員においては他の正会員とする。

(書面による議決権行使)

第23条 第17条第2項の規定に従って、総会に出席しない正会員が書面で議決権行使することとする場合は、総会に出席できない正会員は、第17条第2項に規定する議決権行使書をもって議決権行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第20条の議決の数に算入する。

(決議の省略)

第24条 理事又は社員が総会の目的である事項につき提案した場合において、正会員の全員が提案された議題につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第16条第3項の理事会において定めるものとし、第17条から前条までの規定を適用しない。

(決議事項の通知)

第25条 総会の議事の経過及び概要並びに決議した事項は、正会員に通知する。

(議事録)

第26条 総会の議事については、一般社団・財団法人法第57条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

## 第4章 役員

(役員及びその人数)

第27条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事25名以上35名以内

(2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。代表理事は常勤とする。

3 理事のうち5名以上10名以内を常任理事とする。常任理事と代表理事を兼ねることはできない。

(役員の選任)

第28条 理事及び監事は、総会の議決により選任する。

2 監事の選任に関する議案を総会に提出する場合は、監事の同意を受けなければならない。

3 協会は、理事及び監事の選出にあたり、あらかじめ補欠を選出することができる。補欠の選出に当っては、当該候補者が補欠の役員である旨、および役員の補欠として選任する場合はその旨を併せて、総会で議決しなければならない。

4 前項で選出された補欠者の任期は、退任した役員の残任期とする。

(役員の資格)

第29条 監事は協会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

2 一般社団・財団法人法第65条第1項に規定する者並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第6条第1号に規定する者は、理事又は監事となることができない。

(役員の解任)

第30条 役員は、第20条に定める総会の議決により、いつでも解任することができる。

(役員の任期)

第31条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常

総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

(欠員)

第32条 理事又は監事の数が、第 27 条に定める員数を下回った場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

2 代表理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

3 代表理事が死亡等の理由による欠員となった場合には、直ちに理事会を開催し、理事の中から代表理事を選出しなければならない。

(役員の職務)

第33条 理事及び監事は、一般社団・財団法人法に規定する職務を行うほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務を行う。

(1) 代表理事は、協会を代表し、会務を総括し、業務を行う。

(2) 常任理事は、代表理事の職務執行を補佐するとともに、理事会の議決に基づき、協会の会務を分担し、職務を行う。

(3) 理事は、理事会を組織し、協会の運営及び事業の重要事項を審議し、会務の執行の決定に参画する。

(4) 監事は、総会および理事会に出席し、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 代表理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員の報酬等)

第34条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、総会で、別に定める総額の範囲内で、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には、費用を支弁することができる。
- 3 第1項ただし書に規定する報酬の支給基準については、総会の議決により別に定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免除)

第35条 協会は、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定により、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において総会の議決によつて免除することができる。

## 第5章 会長・顧問

(会長)

- 第36条 協会に会長1名をおくことができる。
- 2 会長は、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。
  - 3 会長は協会の趣旨・目的、活動内容を広く社会に知らしめ、その見識をもって協会の事業を支援するとともに、会議に出席して意見を述べることができる。
  - 4 会長は、無報酬とする。なお、必要な経費については、これを支弁することができる。

(顧問)

- 第37条 協会に、顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者の中から、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。
  - 3 顧問は、代表理事の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
  - 4 顧問は、無報酬とする。なお、必要な経費については、これを支弁することができる。

## 第6章 理事会

(理事会の設置)

- 第38条 協会に、理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権能)

- 第39条 理事会は、次の事項を議決する。
- (1) 総会の招集に関する事項
  - (2) 代表理事の選任及び解任

- (3) 重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 多額の借財
- (5) 重要な使用人の選任及び解任
- (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (7) 公益社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (8) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (9) 事業報告及び決算に係る第52条第1項の書類の承認
- (10) その他協会の業務の執行に関する事項（総会の議決を要する事項を除く。）

(招集)

第40条 理事会は、理事のいずれかが招集する。

2 理事会を招集しようとするときは、招集する理事は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、出席した理事の中から選任する。

(議決)

第42条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その議決に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、議決に加わる理事の全員が提案された議決につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議決を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議決の通知)

第44条 理事会の議事の経過及び概要並びに議決した事項は、会員に通知する。

#### (議事録)

第45条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した代表理事及び監事とする。

## 第7章 運営幹事会

#### (運営幹事会の設置)

第46条 代表理事は、理事会の業務執行に際して助言が必要と判断した際には、理事会の決議をへて、運営幹事会をおくことができる。

2 運営幹事会の運営及び主要な構成員については、理事会の決議を得て、代表理事が定める。運営幹事会に関する事項は、理事会の決議を得て、代表理事が定める。

3 理事及び監事は運営幹事会に出席することができる。

## 第8章 専門委員会

#### (専門委員会の設置)

第47条 代表理事は、協会の目的に沿った事業を実施するため、専門的見地から活動を行う常設の機関が必要であると認めたときは、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を得て、代表理事が定める。

## 第9章 財産及び会計

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第49条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(事業年度)

第50条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第51条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 代表理事は、各事業年度経過後3箇月以内に第1号から第4号の書類を作成し、当該書類については監事の作成した監査報告を添付して、各事業年度経過後3箇月以内に理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類は、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 第1項の書類は、当該事業年度経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、通常総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的財産取得残高の算定)

第53条 代表理事は、公益法人認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第58条第1項第16号の書類に記載するものとする。

## 第10章 定款の変更、合併及び解散

### (定款の変更)

第54条 この定款を変更するときは、第 20 条第 2 項に規定する総会で決議をしなければならない。ただし、公益法人認定法第 11 条第 1 項に規定する事項については、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 48 条の規定はこれを変更することができない。

### (合併)

第55条 協会が合併するときは、あらかじめ公益法人認定法第 24 条第 1 項に規定する届出をし、又は公益法人認定法第 25 条に規定する認可を受けたうえで、第 20 条第 2 項に規定する総会で決議をしなければならない、ただし、当該合併に伴い、前条第 1 項のただし書の適用を受けるときはこの限りでない。

### (事業の全部又は一部の譲渡)

第56条 協会が事業の全部又は一部の譲渡をするときは、あらかじめ公益法人認定法第 24 条第 2 項に規定する届出をしたうえで、第 20 条第 2 項に規定する総会で決議をしなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、第 54 条第 1 項のただし書の適用を受けるときはこの限りでない。

### (解散)

第57条 協会は、次の事由により解散する。

- (1) 第 20 条第 2 項に規定する総会による解散の決議があったとき
- (2) 正会員が存在せず社員が欠けたとき
- (3) 合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る）したとき
- (4) 破産手続開始の決定がなされたとき
- (5) 裁判所による解散命令があったとき

## 第11章 情報開示

### (帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第58条 協会は、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備えておかなければならない。

- (1) 定款

- (2) 会員名簿
  - (3) 総会で議決権代理行使をした場合の委任状
  - (4) 総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
  - (5) 第24条に規定する総会の議決の省略をした場合の同意書
  - (6) 総会の議事録
  - (7) 第43条に規定する理事会の議決の省略をした場合の同意書
  - (8) 理事会の議事録
  - (9) 会計帳簿
  - (10) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
  - (11) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書
  - (12) 財産目録
  - (13) 監査報告
  - (14) 役員名簿
  - (15) 役員の報酬等の支給基準
  - (16) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - (17) 許認可等及び登記に関する書類
- 2 前項第1号、第6号及び第10号ないし第15号に掲げる書類については、従たる事務所がある場合は、従たる事務所にも備え置くものとする。
- 3 帳簿及び書類等の備置き期間並びに閲覧については、理事会の承認を受けた情報公開規程に定めるものとする。

(公告)

第59条 協会の公告方法は、電子公告とする。

## 第12章 事務局その他

(事務局)

第60条 協会に事務を処理するため事務局を置き、重要な職員についての任免は理事会が行い、その他の職員の任免は代表理事が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

#### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の代表理事は服部範雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。